2　次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
(1)　連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
(2)　会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
①　会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容
②　表示方法を変更したときは、その内容
(3)　1株当たり当期純利益又は当期純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額（銭単位まで記載すること。）
(4)　以上のほか、保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
3　特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が保険業法施行規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。
4　連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
5　法令等に基づき、又は少額短期保険持株会社及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
6　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
7　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

別紙様式第十六号の二十五第2の5の表中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に、「評価・換算差額等合計」を「その他の包括利益累計額合計」に改め、同様式第2の5の記載上の注意4及び5中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

第六条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二百八条の十三第二号ロ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。
(4)　包括利益

第二百八条の十三第三号イ中「及び」の下に「連結包括利益計算書（関連する注記を含む。）又は連結損益及び包括利益計算書（関連する注記を含む。）並びに」を加える。

第二百八条の二十五第一項第二号中「及び四半期連結損益計算書」を「並びに四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書若しくは四半期連結損益及び包括利益計算書」に改める。

第二百八条の二十六第三号ロ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。
(4)　包括利益

第二百八条の二十六第四号イ中「及び」の下に「連結包括利益計算書（関連する注記を含む。）若しくは連結損益及び包括利益計算書（関連する注記を含む。）並びに」を加える。

別紙様式第十二号1⑽①注意事項2中「(9)②」を「(10)②」に、「(11)」を「(12)」に改め、同様式1⑷中「(11)及び(12)」を「(12)及び(13)」に改める。

別紙様式第十七号の三注意事項1⑷中「及び四半期連結損益計算書」を「並びに四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書若しくは四半期連結損益及び包括利益計算書」に改め、同様式注意事項1⑸中「及び」を「及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに」に改め、同様式注意事項1⑹中「及び」を「及び中間連結包括利益計算書若しくは中間連結損益及び包括利益計算書並びに」に改める。

別紙様式第十七号の四2⑵中「連結貸借対照表」を「連結財務諸表」に改め、同様式2⑶及び⑷を削り、同様式2注意事項1中「及び」を「及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書並びに」に改める。

別紙様式第十七号の五2注意事項1中「及び」を「及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定（金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号の改正規定を除く。）は、平成二十三年四月一日から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十九条の三及び第三十四条の二十六に規定する説明書類（中間事業年度に係るものに限る。）の記載事項は、平成二十三年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した中間事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2　新規則第十九条の三及び第三十四条の二十六に規定する説明書類（事業年度に係るものに限る。）の記載事項は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　新規則別紙様式第五号、第八号、第十一号及び第十三号は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

4　新規則別紙様式第五号の二、第八号の二、第十二号及び第十三号の二は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十八条の三及び第二十五条の八の二に規定する説明書類（中間事業年度に係るものに限る。）の記載事項は、平成二十二年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した中間事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2　新規則第十八条の三及び第二十五条の八の二に規定する説明書類（事業年度に係るものに限る。）の記載事項は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第百三十三条に規定する説明書類の記載事項は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2　新規則別紙様式は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この条において「新規則」という。）第七十条に規定する説明書類の記載事項は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2　新規則別紙様式は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。